

老人保健施設ミネルフ
短期入所療養介護重要事項説明書
＜令和 年 月 日現在＞

1. 老人保健施設ミネルフが提供するサービスについての相談窓口

電 話 089-972-9500

FAX 089-972-9599

担 当 支援相談員

* ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

2. 老人保健施設ミネルフ短期入所療養介護の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施 設 名 称	老人保健施設ミネルフ
所 在 地	松山市高岡町302番地2
介 護 保 険 事 業 所 番 号	3857780252
施 設 長	松本 欣也

(2) 短期入所療養介護の目的

事業者は、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者とその家族が可能な限り、その居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができることを目的とする。

(3) 職員体制（施設サービスと兼ねる）

	常 勤	非常勤	業 務 内 容	計
管 理 者	1		職員の総括管理、指導を行う	1
医 師	1	2	利用者診療及び健康管理	3
薬 剤 師		1	薬剤管理	1
支 援 相 談 員	2		相談に適切に応じ、各サービス事業者、関係機関との連携	2
管 理 栄 養 士	2		献立、検食	2
理 学 療 法 士	3		リハビリテーションの実施、及び指導	7
作 業 療 法 士	2	2		
言 語 聴 覚 士				
介 護 支 援 専 門 員	1		サービス担当者会議の開催、要介護認定の申請、手続き	1
事 務 職 員	5	1	庶務、会計、保繕	6
看 護 職 員	13	1	投薬、検温、血圧測定等の医療行為	14
介 護 職 員	26	2	利用者の生活介護	28

(4) 設備の概要（施設サービスと兼ねる）

			浴 室	一般浴槽と特殊浴槽があります
居 室	4人部屋	20室	診 察 室	1室
	2人部屋	8室	デイルーム	各階1室
	個 室	4室	機能訓練室	1室

3. サービス内容

① 居室

基本的には定員4名の居室になります。
個室、2人部屋もございます。

② 食事

朝食 7:30 ~ 8:30
昼食 12:00 ~ 13:00
夕食 18:00 ~ 19:00

原則、各階の食堂にてお摂りいただきます。

*利用者様の状態によっては食事時間、場所は上記と異なる場合があります。

③ 入浴

原則として、週に最低2回入浴していただけます。ただし、心身の状態に応じ、中止または清拭となる場合があります。

④ 看護及び介護

短期入所療養介護計画に基づき下記の看護及び介護を行います。

整容、着替え、排泄、食事、入浴等の介助

おむつ交換、体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等

⑤ リハビリテーション

リハビリテーション計画に基づき機能訓練室又は各階等で行います。

施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

⑥ レクリエーション

事業所では、季節ごとの行事を行っています。

行事によっては別途実費（材料費）がかかるものもございます。

クラブ活動の選択

1. ペン習字クラブ	2. 工作クラブ	3. ぬり絵クラブ	4. 脳トレクラブ
5. 習字クラブ	6. はりえクラブ		

⑦ 支援相談

家庭での生活を支援します。介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

⑧ 健康管理

医師による診察を行います。

また、利用者の身体状況に応じて、随時診察を行います。

看護職員による健康チェックを行います。

⑨ 行政手続代行

介護保険の申請及び継続の手続きの代行を致します。

なお、手続きの代行をご希望される方は、要介護認定有効満了日の2ヶ月前までにお申し出下さい。

⑩ 理美容サービス

月に1回程、委託業者による理美容サービスを実施しております。料金は別途かかります。

⑪ 私物の洗濯

原則として持ち帰りをお願いしておりますが、洗濯を業者に委託することもできますので、お申し出下さい。料金は別途かかります。

4. 利用料金

(1) 保険給付の自己負担金額

① 基本料金（1割負担の場合）

	1日あたりの自己負担分 <個室>	1日あたりの自己負担分 <2人部屋、4人部屋>
要介護1	819円	902円
要介護2	893円	979円
要介護3	958円	1,044円
要介護4	1,017円	1,102円
要介護5	1,074円	1,161円

※ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。
その場合は一旦1日あたりの利用料金をいただき、サービス提供証明書を発行致します。
サービス提供証明書を後日市町村の窓口へ提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

② 加算料金（別紙資料ご参照下さい。）

(2) 保険給付外の自己負担金額

① 食費

1日あたり第4段階以上の方は、 1,445円

ただし、朝食335円、昼食555円、夕食555円として計算します。

- * 事業所で提供する食事をお摂りいただいた場合にお支払いいただきます。
- * 所得段階により負担額が異なります。

② 滞在費

第4段階以上の方は、1日あたり 個室 1,700円
2人部屋、4人部屋 430円

③ 日用品費

1日あたり 200円

- * 石鹸、シャンプー、おしぼり等の費用であり、事業所で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

④ 教養娯楽費

- * ペン習字クラブ、工作クラブ、ぬり絵クラブ、習字クラブ、はりえクラブ等で使用する教材等の費用であり、事業所で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。（別紙資料ご参照下さい。）

⑤ 特別な室料

1日あたり	個室	2,000円
	2人部屋	1,000円

* 個室、2人室のご利用を希望される場合にお支払いいただきます。なお、個室、2人室をご利用の場合、外泊時にも特別な室料をいただくこととなります。

⑥ 理美容代 2,000円

委託業者の理美容サービスを利用された方にお支払いいただきます。

⑦ その他の費用

- ・ 洗濯代 (別紙資料ご参照下さい。)

(3) 支払方法

サービス利用料金は、毎月1日から月末までの1ヶ月ごとに計算し、事業者は毎月月末で締めて翌月に請求書を発行、14日に利用者へ送付するものとします。また、お支払い方法は、金融機関での自動引き落としとさせていただき、入金確認後、領収証を発行致します。

(4) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

※ 以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・ 利用者が中途退所を希望した場合
- ・ 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・ 利用中に体調が悪くなった場合
- ・ 他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

まずは、お電話等でご相談下さい。

ご利用日については、契約している居宅介護支援事業所にご相談下さい。

短期入所療養介護計画作成と同時に契約を締結致します。なお、ご利用の予約は2ヶ月前からできます。

(2) サービス利用契約の終了

① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了される場合

実際に短期入所療養介護をご利用中でなければ、連絡いただければ解約できません。

② その他の都合でサービス利用契約が終了する場合

以下の場合、双方の通知がなくてもサービス利用契約を終了し、予約は無効となります。

- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・ 利用者が死亡した場合

③ その他

- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払いを正当な理由なく1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または、利用者やご家族などが、事業者並びに事業者職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、契約を終了させていただく場合がございます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

6. 事業者サービスの特徴等

(1) 運営の方針

1. 事業者は、利用者の家族・介護者の疾病、事故、葬祭など突発的な事情による利用に対して、短期間であるが安定した療養生活、身体機能の維持のため機能訓練などにも参加できるように援助し、利用者の家族・介護者の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
2. 事業者は、利用者が短期間の利用の後自宅に戻る事を配慮して可能な限り自宅での生活のリズムで過ごせるように、短期入所療養介護計画に基づき支援する。
3. 事業者は、利用者ができる限り自立能力を向上し、意欲的な社会交流がもてるように自立支援を基本的視点に援助する。
4. 事業者は、利用者の家族・介護者の日常生活のQOLの維持・向上に大きな役割を果たすという継続的な支援の視点の下に援助する。
5. 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体勢の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

- ・ 特徴として

1. 近くを路線バスが通っており、バス停からわずか3分の交通の便利な場所にあります。
2. 利用者の生活訓練にふさわしく、建物は日当たりも良く明るく、特に松山市の数ある優秀な照明施設として照明学会から表彰を、又、松山市から都市景観賞を受賞しました。
3. 訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、デイサービスセンターが併設されており、協力病院も近くにあり、在宅サービスにスムーズにつながります。
4. 職員は明るく家庭的雰囲気をもっとしています。

(2) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
男性介護職員の有無	○	
従業員への研修の実施	○	
サービスマニュアルの作成	○	
身体的拘束	×	
その他		

(3) サービス利用にあたっての留意事項

・面会

ご家族との継続した関わりを保ちたいと考えています。洗濯物の交換時を兼ねるなど、週2回程度以上はご面会をお願いします。また、面会時間は原則として、午前8時30分～午後7時30分です。

・来所の時間

正面玄関 平日 午前8時30分～午後5時30分

裏玄関 平日 午後5時30分以降

土曜 午後12時30分以降、日曜、祝祭日

※ 平日以外、裏玄関は手動での開閉をお願い致します。

・消灯時間

午後9時です。

・面会簿、外出簿、外泊簿

各階サービスステーションに用意してありますので、ご記入下さい。また外出と外泊については、その時々の病状などにより中止した方が良い場合がありますので、必ず職員までご相談下さい。

・所持品の持ち込み

必ずフルネームでの記名をして下さい。また、持ち物チェックをさせていただきます。

・金銭、貴重品等

入所中は、飲み物の自販機、電話、洗濯機の使用以外はお金は必要ありませんので、大金はご持参頂かないようお願い致します。貴重品も同様をお願いします。金銭の個人管理が困難となった場合、入所者等の意思を確認し、適正な管理を行うため、出納帳を作成し、複数の職員により常に確認できる体制をとります。

- ・ 飲食物の差し入れ

利用者の中には、糖尿病など栄養管理の必要な方がいます。また、認知症のある方を含めた集団生活の場でもありますので、ご家族の方等からの差し入れは、原則として職員が管理させていただきます。各階サービスステーションへご連絡下さい。

- ・ 車椅子、歩行器などの使用

使い慣れたものがよいと思いますので、すでに所有されている方はご持参いただいで結構です。

- ・ 設備、備品の利用

各階にお申し出下さい。

- ・ 飲酒、喫煙

飲酒は原則禁止、喫煙は指定の喫煙所で行って下さい。

- ・ 火気の取扱い

ありません。

- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」

禁止致します。

- ・ 他の利用者への迷惑行為

禁止致します。

- ・ ペット

持ち込み禁止です。

- ・ 行事への参加

毎月、行事を実施しています。各階にてご案内致しますので、よろしければご家族の方もご参加下さい。

- ・ 入所中の受診（薬のみの場合も同様）

入所中の受診は、その費用は一部を除いて事業所が負担することになります。受診するときは、医師の紹介状が必ず必要となります。なお、受診の際にはできるだけ事業所に連絡したうえでご家族の方もご同行下さい。

- ・ 被保険者証等の確認

初回、月初め、変更時に1階受付までご提示下さい。確認の上、お返しします。
具体例 介護保険被保険者証、健康保険証、後期高齢者医療受給者証、健康手帳、重度心身障害者医療受給者証、原爆手帳、各種公費負担被保険者証

- ・ **住所、連絡先の変更**

変更がある場合には、速やかにご連絡下さい。

- ・ **高額介護サービス費**

基本的には1ヶ月の自己負担額（保険給付外サービスの負担額を除く）が負担の限度額を超えた場合、その超えた部分が支給されます。ただし、課税状況によって、負担額違いますので、お気軽にご相談下さい。

利用者の健康状態が急変した場合又は事故が発生した場合は、予め届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに医師に連絡を取る等必要な処置を講じます。

7. 事故発生時の対応

- (1) サービス提供等により事故が発生した場合、事業者は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- (2) 医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- (3) 前2項のほか、事業者は利用者の家族等利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

8. 虐待の防止

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

9. 非常災害対策

- ・ 防災時の対応 業務用直通電話が松山西消防署とつながっています。
緊急連絡網により職員の呼び出しを行います。
- ・ 防災設備 消火栓、消火器、スプリンクラー、防火扉等
- ・ 防災訓練 年2回実施（1回は夜間を想定）
- ・ 非常災害計画を掲示しています。

10. サービス内容に関する相談・苦情

- ① 事業者の利用者からの相談・苦情も受け付けています。

担当 支援相談員
 電話 089-972-9500
 FAX 089-972-9599

(受付時間 月～金曜日 8:30～17:30、土曜日 8:30～12:30)

- ③ その他、市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。(別紙資料ご参照下さい。)

松山市役所指導監査課	所在地 松山市二番町4丁目7番2号 電話番号 089-948-6968 受付時間 毎週月～金曜日 8時30～17時15分
愛媛県国民健康保険団体連合会	所在地 松山市高岡町101-1 電話番号 089-968-8700 受付時間 毎週月～金曜日 9時～17時15分
愛媛県社会福祉協議会 愛媛県福祉サービス運営適正委員会	所在地 松山市持田町三丁目8番15号 電話番号 089-998-3477 受付時間 毎週月～金曜日 9時～12時 13時～16時30分

11. 当法人の概要

名称・法人種別	医療法人ミネルワ会
代表者役職・氏名	理事長 渡邊 英生
本部所在地・電話番号	松山市空港通七丁目13番3号 電話089-973-0111
ミネルワ会関連事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 渡辺病院 2. 老人保健施設ミネルワ 3. 訪問看護ステーションミネルワ 4. ミネルワ居宅介護支援事業所 5. デイサービスセンターミネルワ 6. グループホームミネルワ 7. 地域包括支援センター 生石・味生

————— 契約をする場合は以下の確認をすること —————

令和 年 月 日

短期入所療養介護ご利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 松山市高岡町302番地2

事業者名 老人保健施設ミネルワ

説明者 氏名

印

私は、契約書および本書面より、事業者から短期入所療養介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名

印

家族 住所

身元引受人 氏名

印